

自動販売機の設置に係る期間入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて一般競争入札を実施するに当たり、書留郵便により特定の期間に入札書を提出する入札（以下「期間入札」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 書留郵便と同様に封かん及び封印したものを持参する場合は、これを書留郵便とみなす。

(対象)

第2条 この要領は、財政部管財課（以下「管財課」という。）が担当する競争入札に適用する。
(入札公告及び指名入札通知)

第3条 期間入札を行うときは、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第7条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告又は通知（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期間
- (3) 入札書の提出先
- (4) 入札回数
- (5) 期間入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 期間入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の提出方法)

第5条 入札参加者は、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参（以下「郵送等」という。）のいずれかの方法により、公告等で指定する期間内に入札書等を提出しなければならない。

2 前項の規定による提出にあたっては、次の各号により作成した封筒を用いなければならない。

- (1) 封筒には、入札書を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に入札者の商号又は名称、公告等した貸付財産名等、所管課名及び開札日並びに入札書在中の旨を記載すること。
- (2) あて名を公告等で指定した提出先とすること。

(入札書の撤回等)

第6条 入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を提出した後においても、開札までの間は入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届を管財課へ持参しなければならない。

2 入札書等が提出期間内に到達しなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。

(入札回数)

第8条 期間入札の入札回数は、1回とする。ただし、必要と認めるときは、再度の入札を行うことができるものとし、この場合の再度の入札は、別に連絡する日時及び場所において行うものとする。

(入札の効力)

第9条 規則第18条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する期間入札は無効とする。

- (1) 第5条に規定する郵送等の方法によらない入札
- (2) その他、入札に関する条件に違反した入札

2 期間入札による場合は、参加者が1者のみの入札も有効とする。

(開札)

第10条 期間入札の開札は、公告等に示す開札の日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。

2 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札者の決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、同一価格者全員が現に立会っている場合は、その場で当該立

会人がくじを引いて落札者を決定するものとする。

3 前項本文の場合において、同一価格者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期等)

第11条 期間入札において、規則第17条第1項に定めるもののほか、郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は入札の取消しをすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その責を負わないものとする。

(入札結果の通知)

第12条 市長は、期間入札により落札者を決定した場合は、速やかに経過及び結果を入札参加者に連絡するとともに、入札結果を長野市公式ホームページの管財課ページで公表する。

(異議の申立)

第14条 郵便事故等により入札書等が提出期間内に到達しなかったことに対し、異議を申立てることはできないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用する。